

## 第7回子ども条例（仮称）検討会 要旨

日 時：平成19年10月18日（木）午後2時～午後4時

場 所：名古屋市役所 東庁舎1階 第12会議室

出席者：委員6名、傍聴者2名

第7回子ども条例（仮称）検討会は、事務局から名古屋市子ども条例（仮称）の基本的な考え方 検討骨子に対する市民意見募集結果についての説明を受けたあと、その結果をもとに意見交換を行った。

検討会の委員から出された主な意見は以下のとおり。（○は意見、●は一定の結論。）

なお、「資料1 名古屋市子ども条例(仮称)の基本的な考え方 検討骨子に対する市民意見の内容」と一緒にご覧ください。

### 1 子どもの定義について

(主な意見)

- この条例を名古屋市として、いわゆる「子どもの権利条例」的な性格にするのか、「次世代育成支援条例」的な性格にするのかという基本的なところに関わる問題。子どもから成人に移行する青年期の支援を市としてどういうふうに位置づけるかということで決まってくる。
- 以前の議論でもあったが、児童福祉法上の子どもは18歳未満だが民法上では20歳から成人であり、そのはざ間の18歳以上20歳未満をカバーするという意味があったので、そこをもう一度説明して、但し書は残したほうがいい。
- 説明に「フリーターやニート」と具体的に書いたので、誤解されている部分もあるのではないか。
- 条文はこのままで、但し書の念頭にあるのは、法律のはざ間にある年代の方達ということが分かるような説明をつける。

### 2 子どもの権利と義務について

(主な意見)

- 条例の趣旨が子どもの権利をより明確に規定するということであれば、義務というものを必ずしも入れる必要はない。義務を入れないと具体的に何か支障があるという明確な理由がないと議論にならない。
- 基本的人権を定めたものは、憲法でも、条例でも、条約でも、権利に対して義務が裏腹にあるというものはない。
- 子どもの権利を定める条例なので、義務を前面に押し出す意味はない。共通の責務に「子どもたち自身が互いの権利を尊重するかかわりをもてるよう努めなければならない」と書かれているので、現状のままでよい。
- もともとこの条例は基本的人権の再認識し、侵害されている子どもの権利を守るための責務を定めているものなので、権利に限定してよい。
- 権利というものをエゴイズムとか利己主義的に理解する傾向がかなり強いので、そ

れを配慮した前文や表現など工夫が必要。

- 他者との共生、社会の一員としての責任は当然の前提としているが、説明不足だった。前文や豊かに育つ権利、共通の責務のところで「他者とのかかわりを持って、責任ある社会の一員として育つよう」というような言葉に変更する。
- 子どもの権利を尊重していくことが結果的には、逆にエゴイズムや利己主義でない人間の成長を目指し、願っているということが分かるように付け加える。権利＝エゴイズムでないという権利の意味の啓発が必要。
- 権利を尊重されて育った人が今度は大人として責務を負って子どもたちを育てていくという意味で、時代を経て繋がっている。現在は権利と責務が一体ではないが、育ちを経て責務の主体になっていく。
- 義務は権利と一体ではないということを踏まえながら、他者の権利の尊重、自分の行動・言動に責任を持つという部分は当然の前提としてあるので、それが分かるよう前文などの表現を検討する。

### 3 救済及び相談について

(主な意見)

- 救済の仕組みは、実情を把握しながら実態に合った形で作っていく必要があるので、あまり性急に進めることは心配。ただ救済制度を設けるということは明文化したほうがよい。
- この条例が浸透していくことで、中・長期的にはこういう事件を減らすことの一助になる。現行の政策評価をしながら、これから何が必要かということを検討することが必要。条例では、対策を講じるということをうたい、それ以降は推進協議会などで検討するようにするとよい。
- それぞれのメカニズムが違うので実情を把握したうえ、現状のシステムの検証・評価を十分にした上で、予防と救済についてのよりよいシステムを作れるように検討してもらおう。提言書を出すときに、検討会における意見を補足という形で記載する。

### 4 その他

(主な意見)

- 条例制定後、子どもたちにどういうふうに浸透していくのかという場作りが大事。条例の発表にあわせて、権利について学校や地域の中で小さなまとまりを作って勉強していくような機会が必要ではないか。
- 子どもからの意見について、政策策定にあたり検討の機会をもってほしい。
- 提言書に付帯意見として次の3つをつける。
  - ①権利の普及の学校現場等での取り組み
  - ②施策策定にあたり、特に子どもの意見を聞くことに努める
  - ③救済についての実情把握と現状の検証とシステムの構築

## 5 条例の名称について

(主な意見)

- シンプルに「子ども条例」でいいのでは。名前よりもそれをどうやって浸透させるのかが大事。〇〇の日というものを作ることも検討してはどうか。
- 普及ということを考えると公募もいいかもしれない。
- 公式名称は「名古屋市子ども条例」でいい。普及という点で愛称を公募してもよい。
- 全部ひらがなでもわかりやすい。
- 名称は「なごや子ども条例」。普及の一環として愛称の募集を検討してほしい。